

令和7年度第4回松戸東警察署協議会

1 開催日

令和8年3月27日（金曜日）

2 開催場所

松戸東警察署

3 出席者

・協議会委員6人 ・警察署10人

4 業務報告

(1) 松戸東警察署管内の犯罪情勢および電話d e 詐欺の発生状況について

(2) 松戸東警察署管内の交通情勢について

5 警察署からの諮問事項

なし

6 委員からの要望・意見等

【質問】 4月より自転車のルールが変更になりますが将来は免許証のような制度にしていくのでしょうか。また、自転車のマナーに関する講習会等は行うのでしょうか。

【回答】 免許証のような制度になるか明確な話はないが、先行きは不明となります。

自転車の交通違反を重ねると、受講する講習制度があります。

3年で2回検挙されると受講することになりますが、やはり先行きが不明ですので今後受講要件が変わっていく可能性もあります。

また、自転車のマナーに関する講習会については、各企業からご要望等があれば当署員を派遣させていただきます。

【質問】 自転車は、車道通行が原則だと理解していますが、一時停止の標識がある場所で止まらなかった場合、違反として罰金になりますか。

【回答】 自転車も車両扱いですので、一時停止の標識でがある場所で止まらなかった場合は違反となり、反則金5000円を納めていただくことになります。

また、取締対象は16歳以上の運転者になります。

【質問】 ニセ警察詐欺が急増しています。警察官の画像を見せる手口もありますが、AIの高度な技術によって、実在する警察官の顔を使う場合もあるのでしょうか。

【回答】 AIで作成した警察官の顔貌を使った手口は、あまりないと思います。

最近の手口はテレビ電話により顔を見せて会話をしているので、AIで作成さ

れた顔では、会話が追いつかないかと思われま

ただし、海外ではA I で作成した大物政治家を使った動画などが流行ったりしている

テレビ電話で警察手帳を提示してくることがあるので、インターネット上で実在する警察官の顔写真を使って警察手帳を作成することもあり得ると思

【質問】 自転車の法改正が4月1日より開始されますが、どのような方法で周知されるのでしょうか？自動車免許のような強制的な講習などない状態で自主性だけにま

【回答】 周知の方法としては、対面により情報発信を進めていくことに努めています。

管内での祭礼行事で一日警察署長として有名人をお呼びし、交通ルールに関する広報を行っています。

自転車の講習についても、3年で2回検挙された場合に講習を受講することになって

さらに、自転車の運転で悪質な違反であった場合には自動車運転免許証を保有している人であれば最大で180日間の免許停止の行政処分もあります。

【質問】 交通取締りを行う際、自動車などであれば運転免許証や車検証などで身分確認できると思いますが、自転車の場合に身分証を所持していない場合はどのように身分確認をするのでしょうか？

【回答】 身分特定が難しくなるので、これは今後の交通取締時の課題の一つでもあります。

マイナンバーカードなどの公的身分証があれば、それにより確認をします。

もしくは、顔写真がない場合には同一人物名の複数の公的身分証があるか確認したり、対象者の家族に確認するなどして身分特定をします。

【質問】 自転車指導啓発重点地区・路線（松戸東警察署）について、職場で配布しても大丈夫でしょうか？

【回答】 県警のホームページでも掲載されているものなので、配布しても大丈夫です。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

なし